

第 4 回公文書管理委員会の審議事項に係る検討結果 (1 / 2)

令和 6 年 2 月 20 日 事務局作成

	1	2	3	4	5	6	7				8
	議会事務局規程 (第 5 章)	選挙管理委員会規程 (第 5 章)	人事委員会の行政組織等に関する規則 (第 24 条)	監査委員事務局規程 (第 15 条)	労働委員会事務局処務規程 (第 6 条)	収用委員会運営規程 (第 11 条)	(1) 鹿児島海区漁業調整委員会	(2) 熊毛海区漁業調整委員会	(3) 奄美大島海区漁業調整委員会	(4) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会
1 管理体制の設定											
(1) 総括文書管理者の設定	設定済 【局長】	修正あり 【書記長】 新たに充てる職を明記 (第 15 条第 2 項)	設定済 【局長】	設定済 【局長】	設定済 【局長】	設定済 【用地対策室長】	修正なし 【事務局長】 各委員会事務規程により事務局長に資源管理監又は林務水産課長をもって充てるとされていることから、所属の長が明確であり、知事部局の公文書管理規程の読み替えにより対応できる				
(2) 副総括文書管理者の設定	修正あり 【次長】 新たに充てる職を明記 (第 17 条第 3 項)	修正あり 【次長】 新たに充てる職を明記 (第 15 条第 2 項)	修正あり 【次長】 新たに充てる職を明記 (第 24 条第 2 項)	修正あり 【次長】 新たに充てる職を明記 (第 15 条第 2 項)	・ 1 課体制であるため、設置しない。 ・ 文書事務の指導等は文書管理者が行うと整理。	修正あり 【用地対策室長補佐】 新たに充てる職を明記 (第 11 条第 3 項)	修正なし 【次長】 各委員会事務規程により次長に課長補佐及び漁業調整係長あるいは水産係長をもって充てるとされており、さらに「次長は、事務局長を補佐し、」と記載があり、次長の役割が明確である				
(3) 文書管理者の設定	修正あり 【総務課長⇒各課長】 各課長が管理の責任を負うため、各課長へ修正 (第 17 条第 3 項)	修正あり 【地区書記長】 【主任書記】 新たに充てる職を明記 (第 15 条第 3 項)	修正あり 【総務課長⇒各課長】 各課長が管理の責任を負うため、各課長へ修正 (第 24 条第 2 項)	修正あり 【監査第一課長⇒各課長】 各課長が管理の責任を負うため、各課長へ修正 (第 15 条第 2 項)	設定済 【総務課長】 ※ 1 課体制のため、総務課長を設定	設定済 【用地対策室長補佐】 ※ 1 課体制のため、室長補佐を設定	修正なし 【事務局長】 各委員会事務規程により事務局長に資源管理監又は林務水産課長をもって充てるとされていることから、所属の長が明確であり、知事部局の公文書管理規程の読み替えにより対応できる				
2 実施機関固有の業務に関する「公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準」の設定											
実施機関固有の業務に関する「公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準」の設定	修正あり ・ 固有業務の設定基準を作成 ・ その他は知事部局の例による (別表・第 17 条第 2 項)	修正あり ・ 固有業務の設定基準を作成 ・ その他は知事部局の例による (別表・第 15 条第 3 項)	修正あり ・ 固有業務の設定基準を作成 ・ その他は知事部局の例による (別表・第 24 条第 3 項)	修正あり ・ 固有業務の設定基準を作成 ・ その他は知事部局の例による (別表・第 15 条第 5 項)	修正あり ・ 固有業務の設定基準を作成 ・ その他は知事部局の例による (別表第 1・第 6 条第 2 項)	修正あり ・ 固有業務の設定基準を作成 ・ その他は知事部局の例による (別表・第 11 条第 5 項)	修正なし ・ 知事部局の設定基準と固有の業務を比較し、検証した結果、固有の事務も含め、知事部局の設定基準の例により対応できると判断 <主な具体例> ○ 委員会の議事に関する公文書 ⇒ 公文書管理規程別表第 3 「(10) 会議等に関する公文書」の例により設定 ○ 委員の表彰に関する公文書 ⇒ 公文書管理規程別表第 3 「(13) 栄典及び表彰に関する公文書」により設定				
3 「文書の取扱い」等の表記											
「文書」⇒「公文書」への変更	修正あり ・ 文書及び公文書の定義に留意して規定を修正 (第 17 条第 1 項)	修正あり ・ 文書及び公文書の定義に留意して規定を修正 (第 15 条第 1 項)	修正あり ・ 文書及び公文書の定義に留意して規定を修正 (第 24 条第 1 項)	現在の規程(案)で規定済	修正あり ・ 文書及び公文書の定義に留意して規定を修正 (第 6 条第 1 項)	修正あり ・ 「公文書」へ修正 (第 11 条見出し)	現在の規程(案)に該当項目なし				

